

米軍嘉手納基地へ一時配備されている米海兵隊所属無人偵察機
(MQ-9) を期間の定めなく延長することに対する意見書

昨年８月から嘉手納飛行場に一時的に展開中の米海兵隊所属の無人偵察機（MQ-9）６機について、沖縄防衛局から南西地域周辺での情報収集、警戒監視及び偵察機能（ISR）活動を維持するため、展開期間の定めなく延長するとの情報提供があった。

同基地では、米空軍無人偵察機（MQ-9）８機と隊員約１００人が、期間を定めずに嘉手納基地に配備され、米海軍の無人偵察機（MQ-4）２機と（隊員約５０人）も無期限で配備されている。

今回の延長は、南西地域周辺での情報収集、警戒監視及び偵察機能の強化が必要との理由だが、具体的な負担軽減が示されない中、米海兵隊所属の無人偵察機（MQ-9）を期間の定めなく延長することは、基地機能強化につながりかねず基地負担軽減に逆行するもので到底容認できるものではない。

また、米軍嘉手納基地においては、現在でもパラシュート降下訓練の常態化や外来機の飛来に伴う騒音被害等の基地負担が生じており、これらの具体的な解決策が示されない中、米海兵隊所属の無人偵察機（MQ-9）の配備期間の延長には強い憤りを禁じ得ない。嘉手納基地周辺住民は、基地があることで不安を抱えながらの生活を余儀なくされ、その精神的負担は計り知れない。日米両政府はそのことを認識し、ルール遵守と実質的な負担軽減を図るべきである。

よって、本町議会は町民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地の機能強化につながる全ての無人偵察機の配備計画を中止させること。
- 2 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移転・訓練移転を図ること。
- 3 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 4 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年９月９日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣	外務省特命全権大使（沖縄担当）	沖縄防衛局長		